

再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、再生可能エネルギー地域共生促進税条例（令和五年宮城県条例第三十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

(附属設備の範囲)

第三条 条例第二条第二号の「再生可能エネルギー発電設備と一体となって効用を果たすもの」は、次の各号に掲げるものであって、かつ、専ら再生可能エネルギー発電事業の用に供することを目的として設置されたものをいう。ただし、第一号から第十号まで及び第十三号にあつては、国、地方公共団体又は土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社をいう。）、地方住宅供給公社（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社をいう。）、地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社をいう。）その他これらに類する団体以外の者が所有又は管理するものに限る。

一 進入路（再生可能エネルギー発電設備又はその附属設備の維持又は運用に直接使用される幅員二・三メートル以上の道に限る。）

二 作業ヤード（再生可能エネルギー発電設備又はその附属設備の維持又は運用に係る作業を行うことができ

- る場所であつて、かつ、当該作業に直接使用されるものに限る。）
- 三 擁壁（再生可能エネルギー発電設備又はその附属設備の所在する場所に係る土砂の流出又は崩壊を防ぐことを目的とした構造物（地下に埋設されている部分を含む。）に限る。）
- 四 調整池（再生可能エネルギー発電設備又はその附属設備が所在する場所から流出する雨水を一時的に貯留する機能を有する池（堤体その他の構造物を含む。）に限る。）
- 五 沈砂池（バイオマスを再生可能エネルギー源とする再生可能エネルギー発電設備（以下「バイオマス発電設備」という。）若しくはその附属設備の稼働に必要な用水又は再生可能エネルギー発電設備若しくはその附属設備が所在する場所から流出する雨水に含まれる土砂等を取り除くための池（堤体その他の構造物を含む。）に限る。）
- 六 用水路（バイオマス発電設備又はその附属設備の稼働に必要な用水を供給するための水路に限る。）
- 七 排水路（雨水又はバイオマス発電設備若しくはその附属設備に係る汚水若しくは廃液（これら処理したものを含む。）を排出させるための水路に限る。）
- 八 支持物（次号に規定する配線ケーブルを支持する木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート造の柱、鉄塔その他これらに類する工作物であつて、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業、同項第十一号の二に規定する配電事業又は同項第十二号に規定する特定送配電事業の用に供するもの（以下この項において「一般送配電事業等の用に供するもの」という。）以外のものに限る。）
- 九 配線ケーブル（再生可能エネルギー発電設備又はその附属設備を含む電路を構成するケーブル（地下に埋

設されたものにあつては、当該埋設のために必要な保護管を含む。）であつて、一般送配電事業等の用に供するもの以外のものに限る。）

十 電気機械器具（再生可能エネルギー発電設備又はその附属設備を含む電路を構成する継電器、断路器その他の機械器具（再生可能エネルギー発電設備、配線ケーブル及び容易に移動させることができる機械器具を除く。）であつて、一般送配電事業等の用に供するもの以外のものに限る。）

十一 前処理設備（バイオマス発電設備を自家用若しくは事業の用に供する者又は当該バイオマス発電設備の所有者が維持し、又は運用する設備であつて、当該バイオマス発電設備の燃料の大部分を供給するために直接用いられるもの（原料又は燃料を保管するための貯蔵槽又は倉庫を含み、容易に移動させることができるものを除く。）に限る。）

十二 後処理設備（バイオマス発電設備を自家用若しくは事業の用に供する者又は当該バイオマス発電設備の所有者が維持し、又は運用する設備（有機肥料、たい肥、路盤材その他の有価物を製造することを主たる目的とするものを除く。）であつて、当該バイオマス発電設備によりバイオマスを電気に変換する過程で生じる燃え殻、ばいじん、汚泥等の大部分を処理するために直接用いられるもの（容易に移動させることができるものを除く。）に限る。）

十三 建屋（屋根及び柱又は壁を有する工作物（これに類する構造のものを含む。）であつて、その内部に再生可能エネルギー発電設備又は前各号に掲げる附属設備が設けられているものに限る。）

（連帯納税義務）

第四条 再生可能エネルギー発電設備の所有者が二人以上あるときは、その全員が連帯して再生可能エネルギー

地域共生促進税を納付する義務を負うものとする。

（非課税に関する規定の適用）

第五条 再生可能エネルギー発電設備が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「温対法」という。）第二十二條の三第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用される場合における当該再生可能エネルギー発電設備に係る附属設備のうち、当該認定地域脱炭素化促進事業計画に係る温対法第二十二條の二第三項（温対法第二十二條の三第五項において準用する場合を含む。）の認定を行った市町村の区域内に所在するものは、条例第三条第四号の「認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用される」ものとみなす。

2 再生可能エネルギー発電設備が農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号。以下「農山漁村再エネ法」という。）第八条第三項に規定する認定設備整備計画に基づき使用される場合における当該再生可能エネルギー発電設備に係る附属設備のうち、当該認定設備整備計画に係る農山漁村再エネ法第七条第三項（農山漁村再エネ法第八条第四項において準用する場合を含む。）の認定を行った市町村の区域内に所在するものは、条例第三条第五号の「認定設備整備計画に基づき使用される」ものとみなす。

（定格出力）

第六条 条例第二条第六号の定格出力は、パワーコンディショナの定格出力をいう。ただし、パワーコンディショナで出力を制御しない場合は、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備の定格出力をいう。
（認定地域脱炭素化促進事業計画等に準ずる事業計画の認定等）

第七条 条例第三条第六号の規定により知事の認定を受けようとする者は、再生可能エネルギー発電設備若しくはその附属設備が所在し、又はそれらの設置が予定されている市町村（県の区域内の市町村に限る。以下「設備所在市町村」という。）の長に申請し、事業計画の認定を受けなければならない。

2 前項の場合において、設備所在市町村が二以上あるときは、それぞれの設備所在市町村の長の認定の範囲は、事業計画のうち当該設備所在市町村に関する部分に限るものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の一部が温対法第二十二條の第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画又は農山漁村再エネ法第八條第三項に規定する認定設備整備計画に基づき使用される場合（温対法第二十二條の三第一項の規定による変更の認定若しくは同條第二項の規定による変更の届出又は農山漁村再エネ法第八條第一項の規定による変更の認定若しくは同條第二項の規定による変更の届出による変更（第六項の認定の後に行われるものに限る。）後の計画に基づき使用される場合を除く。）は、当該認定地域脱炭素化促進事業計画又は当該認定設備整備計画に係る認定を行った設備所在市町村の長による第一項に規定する認定手続を省略し、次項の申請を行うことができる。

4 第一項の認定を受けた者又は温対法第二十二條の三第一項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者若しくは農山漁村再エネ法第八條第一項に規定する認定設備整備者（前項の規定により第一項に規定する認定手続を省略した場合に限る。以下第十一号及び次條第四項において同じ。）であつて、知事の認定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書面を添付した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、第五号から第十号までに掲げる書面は、条例第三条第五号に準ずるものとして同條第六号の認定を受けようとする場合限り、添付することを要しない。

一 事業計画書

二 申請者が法人である場合にあつてはその定款又はこれに代わる書面

三 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書面を保有していない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書面）

四 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の位置、規模、構造及び配置を明らかにした図面

五 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置をしようとする場所について所有権その他の使用の権原（以下「所有権等」という。）を有するか、又はこれを確実に取得することができると思われるための書面（申請時に所有権等を有するか、又はこれを確実に取得することができる状態に至っていない場合にあつては、所有権等の取得のため適当な努力がなされていることを証する書面に代えることができる。）

六 バイオマスの種類ごとに、それぞれの調達先その他当該バイオマスの出所に関する情報を示す書面（申請に係る再生可能エネルギー発電設備がバイオマス発電設備である場合に限る。）

七 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備と電気事業者（電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者をいう。以下同じ。）が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続について当該電気事業者の同意を得ていることを証する書面の写し（申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合に限る。ただし、申請時に当該電気事業者の同意が得られていない場合にあつては、

同意の取得のため適当な努力がなされていることを証する書面をもって代えることができる。）

八 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の点検及び保守その他の再生可能エネルギー発電事業の実施体制に関する書面

九 申請に係る再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令（条例を含む。以下同じ。）に係る手続の実施状況を示す書面

十 申請に係る再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令を遵守する旨の誓約書

十一 第一項の規定による設備所在市町村の長の認定（第一号の事業計画書に係るものに限る。）を証する書面（温対法第二十二条の三第一項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者又は農山漁村再エネ法第八条第一項に規定する認定設備整備者が申請をする場合にあつては、温対法第二十二条の二第三項の認定に係る通知書又は農山漁村再エネ法第七条第三項の認定に係る通知書（温対法第二十二条の三第一項の規定による変更の認定若しくは同条第二項の規定による変更の届出又は農山漁村再エネ法第八条第一項の規定による変更の認定若しくは同条第二項の規定による変更の届出によつて変更された後の計画に基づき使用される場合にあつては、当該計画に係る温対法第二十二条の三第五項において準用する温対法第二十二条の二第三項の認定に係る通知書若しくは温対法第二十二条の三第二項に規定する届出書又は農山漁村再エネ法第八条第四項において準用する農山漁村再エネ法第七条第三項の認定に係る通知書若しくは農山漁村再エネ法第八条第二項に規定する届出書を含む。）の写し）

十二 その他知事が必要と認める書面

5 前項第一号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 再生可能エネルギー発電事業の実施期間

三 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の種類及び規模その他の再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置に関する事項

四 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の撤去並びに原状回復に関する事項

五 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項

イ 条例第三条第四号に準ずるものとして同条第六号の認定を受けようとする場合 次の(1)から(5)までに掲げる事項

(1) 再生可能エネルギー発電事業の目標（温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。）

(2) 第三号の設置と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容

(3) 第三号の設置並びに(2)の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲

(4) 第三号の設置並びに(2)の取組に必要な資金の額及びその調達方法

(5) 第三号の設置と併せて実施する地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容

ロ 条例第三条第五号に準ずるものとして同条第六号の認定を受けようとする場合 次の(1)から(4)までに掲げる事項

(1) 第三号の設置と併せて実施する農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保、農林漁業関連施設の整備、農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進、農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られ

た物品の有効な利用の推進その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

- (2) 第三号の設置並びに(1)の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲
- (3) 第三号の設置並びに(1)の取組に必要な資金の額及びその調達方法
- (4) 第三号の設置の用に供する土地又は水域及びその周辺の地域における自然環境の保全その他の第三号の設置に際し配慮すべき事項に関する取組の内容

6 知事は、第四項の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、事業計画の全部又は一部の認定をするものとする。

- 一 条例第三条第四号に準ずるものとして事業計画の認定をする場合
- イ 前項第五号イ(2)及び(5)に掲げる取組の内容が、申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備が所在する場所及びその周辺地域の自然的社会的条件に照らして適切であること。
- ロ 設備所在市町村の再生可能エネルギーの導入又は温室効果ガスの排出削減の方針に照らして適当であること。
- ハ 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置をしようとする場所について所有権等を取得するために直接必要な準備を行っていること。
- ニ 申請に係る再生可能エネルギー発電設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合にあっては、当該接続について電気事業者の同意を得るために直接必要な準備を行っていること。
- ホ その他地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（

令和四年農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第六条で定める基準に照らして適切であること。

二 条例第三条第五号に準ずるものとして事業計画の認定をする場合

イ 前項第五号ロ(1)に掲げる取組の内容が、申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備が所在する場所及びその周辺地域の農林漁業の健全な発展に資する取組として適切であること。

ロ 前項第五号ロ(4)に掲げる取組の内容が、申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備が所在する場所及びその周辺地域の自然環境、景観及び歴史的風致に照らして適切であること。

ハ 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置をしようとする場所についての所有権等の取得その他の申請者が当該事業計画を実施するために直接必要な準備を行っていること認められること。

7 知事は、前項の規定による認定をしたとき、又は認定をしなかったときは、遅滞なく、その旨を申請者及び設備所在市町村の長に通知するものとする。

8 第一項又は第六項の認定をする場合において、設備所在市町村の長又は知事は、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生のために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付することができる。

一 事業計画を変更（次条第六項に規定する軽微な変更を除く。）しようとする場合は、あらかじめ設備所在市町村の長（第六項の認定を受けた場合にあつては、設備所在市町村の長及び知事）の認定を受けること。

二 事業の遂行が困難となった場合は、速やかに設備所在市町村の長（第六項の認定を受けた場合にあつては、設備所在市町村の長及び知事）に報告してその指示を受けること。

三 その他再生可能エネルギー発電事業の地域との共生のために必要な条件

(認定地域脱炭素化促進事業計画等に準ずる事業計画の変更等)

第八条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る事業計画を変更(第六項に規定する軽微な変更を除く。)
。) しようとするときは、設備所在市町村の長に申請し、その認定を受けなければならない。

2 前条第二項及び第八項の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

3 前条第六項の認定を受けた者は、当該認定に係る事業計画を変更(第六項に規定する軽微な変更を除く。)
しようとするときは、前条第四項各号に掲げる書面及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を添付した申請書を知事に提出し、認定を受けなければならない。ただし、既に知事に提出されている書面のうち、内容に変更がないものは、申請書にその旨を記載して添付を省略することができる。

一 条例第三条第四号に準ずるものとして前条第六項の認定を受けた場合 同条第五項第三号の設置並びに同項第五号イ(2)及び(5)に掲げる取組の状況を記載した書面

二 条例第三条第五号に準ずるものとして前条第六項の認定を受けた場合 同条第五項第三号の設置並びに同項第五号ロ(1)及び(4)に掲げる取組の状況を記載した書面

4 前項の規定にかかわらず、第一項の規定による変更の認定を受けているときは、申請書の添付書面のうち前条第四項第十一号の書面は、第一項の規定による変更の認定(第三項の規定により添付する前条第四項第一号の事業計画書に係るものに限る。)を証する書面(温対法第二十二条の三第一項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者又は農山漁村再エネ法第八条第一項に規定する認定設備整備者が申請をする場合にあつては、温対法第二十二条の三第五項において準用する温対法第二十二条の二第三項の認定に係る通知書又は農山漁村再エ

ネ法第八条第四項において準用する農山漁村再エネ法第七条第三項の認定に係る通知書（温対法第二十二條の三第二項の規定による変更の届出又は農山漁村再エネ法第八条第二項の規定による変更の届出によって変更された後の計画に基づき使用される場合にあつては、当該計画に係る温対法第二十二條の三第二項に規定する届出書又は農山漁村再エネ法第八条第二項に規定する届出書を含む。）の写し」とする。

5 前条第六項から第八項までの規定は、第三項の規定による変更の認定について準用する。

6 この規則において軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

一 前条第一項若しくは第六項の規定による認定又は第一項若しくは第三項の規定による変更の認定を受けた者の変更

二 前条第四項第一号の事業計画書に記載した再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置の場所若しくは形態、種類、規模、構造又は出力の変更

三 前号に掲げるもののほか、前条第四項第一号の事業計画書に記載した再生可能エネルギー発電設備又はその附属設備に係る主要な変更

四 前条第五項第四号に掲げる事項の変更

五 前条第五項第五号イ(2)又は(5)に掲げる取組の内容の変更（条例第三条第四号に準ずるものとして前条第一項又は第六項の認定を受けた場合に限る。）

六 前条第五項第五号ロ(1)又は(4)に掲げる取組の内容の変更（条例第三条第五号に準ずるものとして前条第一項又は第六項の認定を受けた場合に限る。）

七 前各号に掲げるもののほか、事業計画の実質的な変更

7 前条第一項若しくは第六項の規定による認定又は第一項若しくは第三項の規定による変更の認定を受けた者は、軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を記載した変更届出書を前条第一項の規定による認定又は第一項の規定による変更の認定をした設備所在市町村の長及び知事に提出しなければならない。ただし、前条第六項の規定による認定を受けていない場合にあつては、知事に提出することを要しない。

(認定地域脱炭素化促進事業計画等に準ずる事業計画の認定の取消し)

第九条 設備所在市町村の長は、第七条第一項の認定を受けた者が、その事業計画（前条第一項の規定による変更の認定又は同条第七項の規定による変更の届出があつたときは、当該変更後のものをいう。）に従つて再生可能エネルギー発電事業を行っていないと認めるとき又は第七条第八項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

2 設備所在市町村の長は、前項の規定により第七条第一項の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を、当該認定を受けていた者及び知事に通知するものとする。

3 知事は、第七条第六項の認定を受けた者が、その事業計画（前条第三項の規定による変更の認定又は同条第七項の規定による変更の届出があつたときは、当該変更後のものをいう。）に従つて再生可能エネルギー発電事業を行っていないと認めるとき又は第七条第八項（前条第五項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4 知事は、前項の規定により第七条第六項の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を、当該認定を受けていた者及び設備所在市町村の長に通知するものとする。

(課税地の指定)

第十条 知事は、条例第四条第二項の規定により別に課税地を指定したときは、遅滞なく、その旨を当該納税者に通知するものとする。

(再生可能エネルギー発電設備等の設置面積)

第十一条 条例第六条第二項及び第三項並びに条例第十六条第三項の設置面積のうち再生可能エネルギー発電設備の設置面積は、当該再生可能エネルギー発電設備の水平投影面積(可動部分を有する場合にあつては、可動範囲の水平投影面積を含む。)とする。

2 条例第六条第三項及び条例第十六条第三項の設置面積のうち附属設備(支持物を除く。以下この項において同じ。)の設置面積は、附属設備ごとの水平投影面積の合計とする。

3 条例第六条第三項及び条例第十六条第三項の設置面積のうち支持物の設置面積は、基礎の占める面積とし、一基について複数の基礎を有する場合にあつては、各基礎の外縁を結ぶ直線に囲まれる面積とする。

4 前三項の場合において、面積の単位は平方メートルとし、当該面積に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

5 再生可能エネルギー発電設備とその附属設備の水平投影面が重複する部分は、当該再生可能エネルギー発電設備の設置面積とみなす。

6 二以上の附属設備が同一の再生可能エネルギー発電設備と一体となって効用を果たす場合において、当該附属設備同士の水平投影面が重複する部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める附属設備の設置面積とみなす。

一 第三条各号に掲げる附属設備のうち二以上の号に掲げる附属設備同士が重複する場合(次号に掲げる場合

を除く。) 当該二以上の号のうち最も号数の少ない号に掲げる附属設備

二 第三条各号に掲げる附属設備のうち二以上の号に掲げる附属設備同士が重複する場合 (建屋が含まれる場合に限る。) 当該建屋

三 第三条各号に掲げる附属設備のうち同一の号に掲げる附属設備同士が重複する場合 設置面積 (重複する部分を含む。) の最も大きい附属設備

7 設備所在市町村が二以上ある場合における条例第六条第三項第二号若しくは第三号又は条例第十六条第三項の規定の適用については、次の各号に掲げる部分に依じて、それぞれ当該各号に定める部分とする。

一 条例第三条第四号又は第五号に該当する部分 温対法第二十二条の二第三項の認定又は農山漁村再エネ法第七条第三項の認定をした設備所在市町村の区域内に所在する部分

二 条例第三条第六号に該当する部分 第七条第一項の認定に係る設備所在市町村の区域内に所在する部分 (賦課徴収に関する申告)

第十二条 条例第十条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 再生可能エネルギー発電設備の所有者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号) 第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。) 又は法人番号 (同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地) 並びに法人にあつては、代表者の氏名

二 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (平成二十三年法律第百八号) 以下「再エネ特

措法」という。) 第九条第四項の認定(再エネ特措法第十条第一項の規定による変更又は追加の認定を含み、再エネ特措法第二条の二第二項に規定する供給促進交付金の交付を受ける認定事業者の認定を除く。)に係る事項

三 再生可能エネルギー発電設備の名称(再エネ特措法第九条第四項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に基づき使用される再生可能エネルギー発電設備にあつては、当該再生可能エネルギー発電事業計画に記載した名称)

四 再生可能エネルギー発電設備を自家用又は事業の用に供することができる状態になつた年月日

五 再生可能エネルギー発電設備の仕様

六 条例第六条第二項又は第三項の規定の適用の有無

七 再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備が所在する開発区域に係る事項

八 再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置面積(条例第六条第二項又は第三項の規定の適用を受ける場合に限る。)

九 その他県税事務局長が必要と認める事項

2 条例第十条に規定する事実を証する書面は、再生可能エネルギー発電設備の仕様書、カタログその他の再生可能エネルギー発電設備の製造事業者名、種類及び型式番号を確認できる書面、開発区域に係る手続の状況を
確認できる書面その他県税事務局長が指示する書面とする。

(自家消費設備の認定等)

第十三条 条例第十六条第一項第二号の認定を受けようとする者は、申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る再生可能エネルギー発電設備の直近一年間の自家消費割合（再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られた電気の量に占める開発区域内に所在する家屋において消費した電気の量の割合をいう。）を審査し、自家消費割合が概ね八割以上である場合には、認定をするものとする。

3 知事は、前項の規定による認定をしたとき、又は認定をしなかったときは、遅滞なく、その旨を第一項の申請書を提出した者に通知するものとする。

4 知事は、第二項の規定による認定をした再生可能エネルギー発電設備について、認定の要件を満たさなくなつたと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

5 知事は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を、当該認定を受けていた者に通知するものとする。

（促進区域等設置面積率に係る設置面積）

第十四条 条例第十六条第三項前段の設置面積は、条例第六条第二項若しくは第三項又は条例第十六条第三項の規定の適用を受けている場合にあつては、次の各号に掲げる設置面積を除いたものをいう。

一 再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備のうち、県の区域外又は開発区域外に所在する部分の設置面積

二 当該年度において、条例第三条第四号から第六号までのいずれかに該当する部分として、既に条例第六条第三項第二号又は第三号の規定により減じた設置面積

三 当該年度において、条例第三条第四号から第六号までのいずれかに該当する部分として、既に条例第十六

条第三項の「同号に該当する部分の設置面積」に算入した設置面積

(減免申請)

第十五条 条例第十七条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 第十二条第一項第一号の再生可能エネルギー発電設備の所有者の氏名又は名称、住所又は所在地及び法人にあつては、代表者の氏名

二 再生可能エネルギー源の種類

三 第十二条第一項第三号の再生可能エネルギー発電設備の名称

四 再生可能エネルギー発電設備の所在地

五 県の区域内かつ開発区域内に所在する再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置面積（条例第十六条第三項の規定の適用を受ける場合に限る。）

六 その他県税事務局長が必要と認める事項

2 条例第十七条第二項の規則で定める事項は、前項各号に掲げる事項のほか、該当する減免要件及び該当することとなった年月日とする。

3 条例第十七条第一項及び第二項に規定する事実を証する書面は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 条例第十六条第一項第一号に該当するものとして減免を申請する場合 温対法第二十二條の二第三項の認定（温対法第二十二條の三第一項の規定による変更の認定又は同條第二項の規定による変更の届出を含む）。

（）、農山漁村再エネ法第七條第三項の認定（農山漁村再エネ法第八條第一項の規定による変更の認定又は同

条第二項の規定による変更の届出を含む。)又は第七条第一項及び第六項の認定(第八条第一項及び第三項の規定による変更の認定又は同条第七項の規定による変更の届出を含む。)に係る通知書及び申請書並びにこれらの添付書面(県税事務所長が不要と認めるものを除く。)の写しその他県税事務所長が指示する書面

二 条例第十六条第一項第二号に該当するものとして減免を申請する場合 第十三条第三項に規定する通知書の写し

(減免事由の消滅に関する報告)

第十六条 条例第十六条第五項の規則で定める事項は、第十二条第一項第三号の再生可能エネルギー発電設備の名称、減免要件に該当しなくなった年月日及び理由その他県税事務所長が必要と認める事項とする。

2 条例第十六条第五項に規定する事実を証する書面は、次に掲げる場合(同条第二項後段及び第三項の規定の適用を受ける場合を含む。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののほか、県税事務所長が指示する書面とする。

一 条例第三条第四号に該当して条例第十六条第一項第一号による減免を受けている場合 温対法第二十二條の三第三項の規定による認定の取消しに係る書面の写し

二 条例第三条第五号に該当して条例第十六条第一項第一号による減免を受けている場合 農山漁村再エネ法第八条第三項の規定による認定の取消しに係る書面の写し

三 条例第三条第六号に該当して条例第十六条第一項第一号による減免を受けている場合 第九条第二項又は第四項に規定する通知書の写し

四 条例第十六条第一項第二号による減免を受けている場合 第十三条第五項に規定する通知書の写し

(再生可能エネルギー発電事業の廃止届)

第十七条 条例第十九条第一項の廃止の日とは、再生可能エネルギー発電設備の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理（以下「解体等」という。）を行ったことにより、当該再生可能エネルギー発電設備を自家用又は事業の用に供することができなくなった日をいう。

2 条例第十九条第二項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 第十二条第一項第一号の再生可能エネルギー発電設備の所有者の氏名又は名称、住所又は所在地及び法人にあつては、代表者の氏名

二 第十二条第一項第三号の再生可能エネルギー発電設備の名称

3 条例第十九条第二項に規定する事実を証する書面は、次の各号に掲げるものとする。

一 解体等に係る契約書その他これに類する書面

二 解体等に着手したことを証する書面

三 解体等により再生可能エネルギー発電設備を自家用又は事業の用に供することができなくなったことを証する書面

四 その他県税事務所長が指示する書面

(文書の様式)

第十八条 条例及びこの規則の規定による申請書その他の書面の様式は、次の表の当該各項に対応する様式第一号から様式第二十五号までによるものとする。

様式	書面等の名称	根拠条文
様式第一号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る市町村長の認定について（申請）	第七条第一項
様式第二号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る知事の認定について（申請）	第七条第四項
様式第三号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定通知書	第七条第七項
様式第四号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る不認定通知書	第七条第七項
様式第五号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定について（通知）	第七条第七項
様式第六号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る市町村長の変更認定について（申請）	第八条第一項
様式第七号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る知事の変更認定について（申請）	第八条第三項

様式第八号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る変更認定通知書	第八条第五項
様式第九号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る変更不認定通知書	第八条第五項
様式第十号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る変更認定について（通知）	第八条第五項
様式第十一号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る変更届出書	第八条第七項
様式第十二号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定取消通知書	第九条第四項
様式第十三号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定の取消しについて（通知）	第九条第四項
様式第十四号	再生可能エネルギー地域共生促進税課税地指定通知書	第十条
様式第十五号	再生可能エネルギー地域共生促進税申告書	条例第十条

様式第十六号	再生可能エネルギー地域共生促進税納税通知書	条例第二十一条第一項
様式第十七号	再生可能エネルギー地域共生促進税減免申請書	条例第十七条第一項及び第二項
様式第十八号	自家消費設備に係る認定申請書	第十三条第一項
様式第十九号	自家消費設備に係る認定通知書	第十三条第三項
様式第二十号	自家消費設備に係る不認定通知書	第十三条第三項
様式第二十一号	自家消費設備に係る認定取消通知書	第十三条第五項
様式第二十二号	減免事由消滅報告書	条例第十六条第五項
様式第二十三号	再生可能エネルギー地域共生促進税減免決定通知書	条例第十八条第一項

様式第二十四号	再生可能エネルギー地域共生促進税減免処分に係る取消 決定通知書	条例第十八条第二項
様式第二十五号	再生可能エネルギー発電事業廃止届	条例第十九条第二項

2 知事は、再生可能エネルギー地域共生促進税の賦課徴収について必要があるときは、宮城県県税条例施行規則（昭和二十九年宮城県規則第七十六号）の各様式について、前項の例に準じて所要の調整を加えた様式によることができる。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。